

市民協働の「人・まち」づくりをめざして

市民協働推進指針策定委員会

第1回委員会資料

と き : 平成19年7月27日(金) 午後2時～

と ころ : 対馬市役所本庁別館2階会議室

第1回市民協働推進指針策定委員会次第

① 開 会

② 委嘱状交付

③ 市長あいさつ

④ 議 事

1. 市民協働推進指針策定委員会設置要綱について

2. 対馬市における市民協働のあり方について

3. 市民協働推進指針策定委員会の今後の日程について

4. その他

⑤ 閉 会

対馬市市民協働推進指針策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 市民との協働をより一層推進するにあたり、市民協働のあり方や方向性を示す指針等を策定するため、対馬市市民協働推進指針策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会において所掌する事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市民協働のあり方や方向性を示す指針案の作成に関する事。
- (2) 市民協働の推進に向けた具体的な行動計画案の作成に関する事。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱または任命する。

- (1) 公募による市民
- (2) 市民活動団体関係者
- (3) 福祉・教育団体関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 市職員

2 委員の任期は、委嘱または任命の日から推進指針案を提出した翌日までの間までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は学識経験者を充てるものとし、副委員長は委員長の指名によるものとする。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(ワーキング部会)

第6条 委員会に、ワーキング部会を置く。

2 ワーキング部会は、委員長からの求めに応じて速やかに調査検討を行う。

3 ワーキング部会の部会長及び部会員は、市職員の中から市長が任命する。

4 部会員の任期は、任命した日から推進指針案を提出した翌日までの間までとする。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 委員会は、原則として公開とする。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見もしくは説明を聴き、または資料の提出を求めることができる。

5 ワーキング部会の会議は、部会長が招集する。

(費用弁償)

第8条 委員の費用弁償の額及び支給の方法は対馬市職員の旅費に関する条例(平成16年対馬市条例第50号)に規定する一般職の職員の旅費に準じ、費用弁償を支給する。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、政策部政策企画課に置く。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年7月2日から施行する。

(委員会の特例)

2 委員会の最初の会議は、第8条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(要綱の失効)

3 この要綱は、委員会が市長に推進指針案を提出した翌日にその効力を失う。

対馬市市民協働推進指針策定委員会委員一覧

平成19年7月27日現在

区 分	氏 名	備 考
委 員	加留部 貴行	九州大学特任准教授
委 員	永留 浩	NPO法人 ツシマヤマネコを守る会 理事
委 員	大石 英昭	NPO法人 対馬の花で島づくり 事務局長
委 員	浜崎 優子	NPO法人 対馬郷宿 会員
委 員	板井 達夫	対馬「北の玄関口」研究会 部会長
委 員	市山 恵美子	民生委員・保護司
委 員	吉田 若代	社会教育委員
委 員	中島 秀隆	対馬市社会福祉協議会 事務局長
委 員	長 信義	観光商工部
委 員	勝見 末利	福祉部
委 員	日高 一夫	教育委員会
委 員	阿比留 博文	政策部

対馬市市民協働推進指針策定委員会ワーキング部会員名簿

平成19年7月27日現在

区 分	氏 名	備 考
部会員	武末 祥人	総務部
部会員	中村 敏明	市民生活部
部会員	多田 満國	福祉部
部会員	仁位 孝良	保健部
部会員	梅野 菊次	観光商工部
部会員	神宮 喜仁	農林水産部
部会員	阿比留 義範	建設部
部会員	糸瀬 美也	教育委員会
部会員	豊田 充	政策部

資料 1

- 市民と協働について
- 市民協働推進指針策定に向けて（案）
- 市民（コミュニティ）と行政との協働の考え（案）
- 市民と行政との協働戦略プラン（案）
- 協働についてのアンケート調査（案）

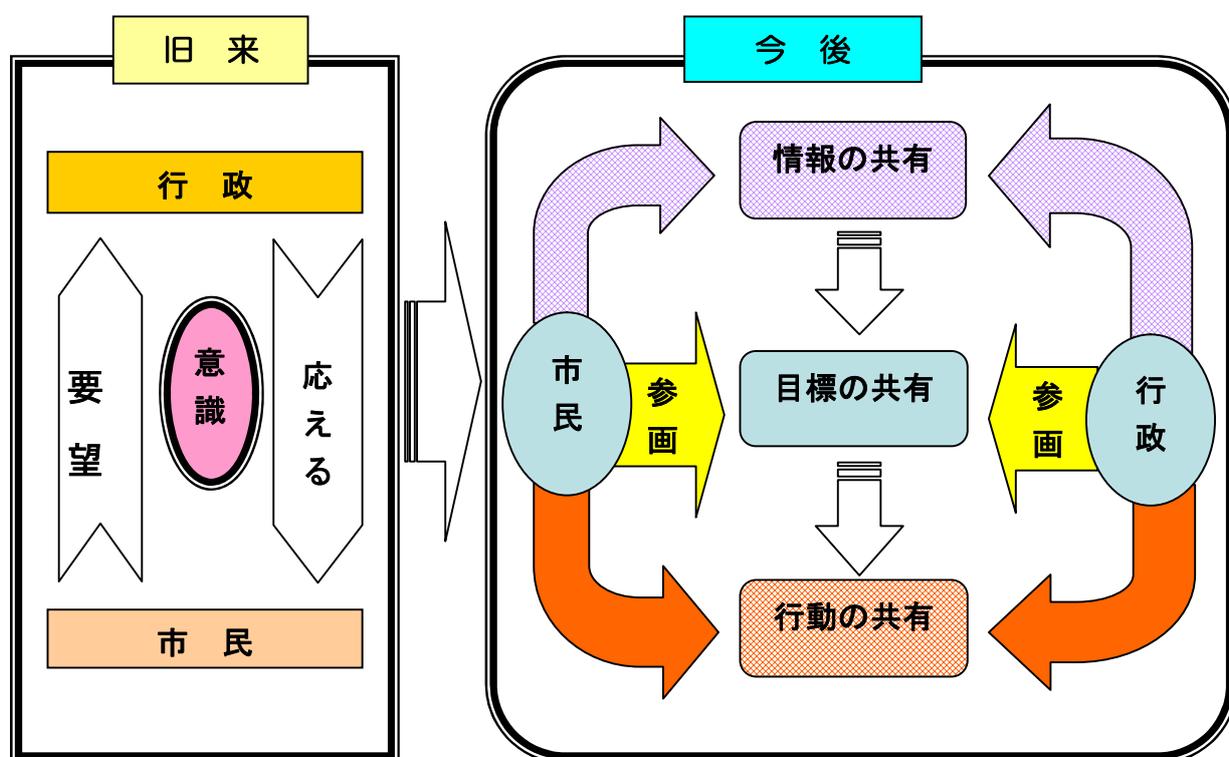
〈市民との協働について〉

「市民協働の社会を目指して」

多様化する市民ニーズと限られた行財政資源のなかで、質の高い公共サービスを提供し続けるためには、市と市民が、より対等な関係に立脚し、的確な役割分担と相互補完ができる仕組みが必要です。

このため…

- 行政と市民の役割を明示した指針をつくります。（平成 19 年度策定）
- 市民の目線で考え、市民と一緒に行動する職員の養成を図ります。
- 行政活動の過程や成果、課題等を積極的に公表し、情報と理解を共有します。
- 「計画－実施－評価－見直し」の各段階において、市民の参画機会をより増やします。
- 公共サービスを担うNPOや市民活動団体を育成及び支援します。



〈市民協働の考え方〉

旧来の行政の手法は、市民の要望を行政が応える仕組みとなっていました。また、国・県の施策に市町村が手を挙げ、生活の基盤整備を主とした事業の展開が主なものであり、どちらかというと、画一的な行政振興であり、その地域の特性や市民の考え方などが十二分に発揮されている事業は少なかったように思われます。

このように、トップダウン方式のまちづくりであり、その土地にあった施策の展開には、無理があったかと思われます。

国の三位一体の改革により、国の補助金や地方交付税の見直し、税源委譲など、地方の自助努力、特性を生かした地域振興に頑張る自治体には、交付金等の財政援助を行い、ヤル気の無い自治体には、「国・県からの援助はありませんよ」と言わんばかりであるといっても過言ではありません。

これからの地域課題や多様化する市民のニーズの的確な対応には、市民の発想や想像力、得意分野を活かしながら、新しい行政運営を進める協働が求められています。

そこで、今後の対馬市の振興と活性化を図るためには、旧来の行政手法から、市民や市民活動グループ、企業等と行政が情報を共有し、また共有の目標に参画しながら、行動をおこしていくことが必要となってきました。

平成19年度は、その市民協働の考え方や推進施策について市民と行政が共有できる実効性のある指針の策定を計画しています。

<市民協働の具体的な取組>

○行政と市民の役割を明示した指針をつくります。

対馬市においても、厳原町中村地区の「街並み環境整備事業」や上対馬町比田勝地区の「にぎわい・やすらぎの推進事業」において、計画段階から市民と行政、協働による研究会やワークショップを実施し、事業の推進を図ってきています。今後は広範囲な施策分野で市民と行政との協働を推進するためには、本市が市民との協働をどのように取り進むかについての基本的な考え方を明確にする必要があります。その指針づくりを平成19年度において策定することとしています。

○市民の目線で考え、市民と一緒に行動する職員の養成を図ります。

市民への情報の共有を目指すときのアンテナ的存在が職員であります。常に市民の目線で物事を考え、そして情報を伝え、共に行動をおこす職員の養成を図っていきます。(例えば、各集落担当のマネージメント的存在の職員を配置し、地域からの勉強会等への要請に参加し、情報の共有に努めるため、職員としてのコミュニケーション能力を高めていきます。)

○行政活動の過程や成果、課題等を積極的に公表し、情報と理解を共有します。

○「計画 - 実施 - 評価 - 見直し」の各段階において、市民の参画機会をより増やします。

市民と行政の協働事業が、広く市民に認知され、市民の信頼と支持を確保していくためには、協働事業の透明性を高め、その公益性を重視し、かつ効率性・有効性を多面的に評価できる仕組みづくりの研究を行います。また、既存の行政評価システムや政策評価システムについても、市民との協働を視野に入れた評価システムへの研究を行います。

○公共サービスを担うNPOや市民活動団体を育成及び支援します。

公共的なサービスはすべて行政が担い、その他のサービスは企業が提供するという既存の社会システムの限界が見え始めています。そこで、市民、企業、行政の役割分担を見直し、新たな行政システムを構築することが必要とされています。今、公共サービスを担うNPOや市民活動団体が対馬市でも動きが活発になりつつあり、このことは市民の社会参加を通して、地域における新たな自己実現や社会貢献、交流の場を創出することができることを期待しています。

対馬市市民協働推進策定指針に向けて

「自分たちの住む地域をこれからどうしたらいいの。」と思ったことはありませんか。

「今までどおり、行政に任せればいいのでは」とは思ってはいませんか。

従来の日本の行政は、縦割り行政（国において、地方の生活基盤や農林水産業などの経済振興策をその所管の省庁が示す補助事業等で、行ってきたこと）が強く、国・県の指導管理のもと、各種事業の補助をいただきながら、展開してきたところであります。

しかしながら、三位一体の改革（補助金の見直し、税源の地方移譲、地方交付金の見直し）等で、地方への権限を移譲することにより、地方でできることは地方の知恵と工夫をフルに発揮し、地方特有の個性を活かす地方づくりを推進しているところであります。

また、今までの市民や議員からの陳情や請願などにより、事業が展開されていた時代は、終焉を迎えているといっても過言ではありません。「その地域に住んでいる市民がどのような地域をつくっていききたいのか」といった市民、NPO、市民活動団体、企業などがそれぞれの持ち味を生かしながら、地域の課題や問題点を探り、考え、その解決に向けた処方箋を活かした将来のビジョンづくり「このような地域を創造したい」といった企画立案を行政とともに相互補完を行いながら、協同してともに働く、協働による地域づくりが主流となってきています。その火付け役は、行政の役割であり、その地域づくりの先導役となりうるのが市職員ではないと思うところであります。その意識改革とその気運づくりが急務と思われれます。

そのようななか、厳原市街地においては、平成13年度に長崎県の「美しい景観まちづくり事業」のモデル地区に厳原町が選定されたことを契機に「厳原町中心地区美しいまちづくり研究会」が設置されました。その後、住民が主体となった「厳原町美しいまちづくり推進委員会」を立ち上げ、特に武家屋敷通りの環境整備を主眼とした「美しいまちく中村」を創ろう会、厳原中心市街地の元気再生を目指す「厳原中心市街地元気再生協議会」と一気に住民（色々な分野での専門家も参加）が参加し、行政を巻き込んでの協働のまちづくりを推進する協議会へと成長していきました。現在では、その協議会を中心としたメンバーが、NPO法人「対馬郷宿」を誕生させ、日々新しい厳原市街地の元気再生のまちづくりや市民との文化交流、青少年の健全育成など、多種多様な活動を行っています。

現在までの市街地の再生は、商業集積と文化拠点を複合した交流センターの建設、公園整備や中村地区の武家屋敷通りの核となる市民の交流拠点施設「半井桃水館」の新築や生活道の美装化、地区内の石垣所有者の保存ための修復補助事業をメインとして、美しい街並みの環境整備を推進しています。

一方、上対馬地区（比田勝・舟志地区周辺）においては、平成18年度に県の「にぎわい・やすらぎのまちづくり推進事業」のモデル地区の指定を受け、市民の協働によるまちづくりプランを策定し、その具現性に向けての取り組みが今始まろうとしています。

このようななか、対馬市においては、これからの個性あふれる地域づくりを推進していくために、市民は、NPOは、ボランティア団体は、企業は、どのような役割で地域づくりを推進していくのか。また責務は何なのかなど、その方向性や新しい地域づくりの展開策をどのようなアクションを起こせばいいのかの、そのノウハウを盛り込んだ市民のための指針づくりを計画しているところであります。

対馬市においては、まず、自治会の連携により、小学校区をまちづくりの戦略地区として、機能させ、各々の地区の特性を活かし、連携した地域づくりを考えることも一つの方法ではないでしょうか。ただし、この地域づくりのきっかけづくりは、市職員のマネージメントと

してのパートナーであり、市職員の地域、町、市の将来を思う心の醸成が急務と思われれます。また、そのマネジメントパートナーとしての資質の養成などが市民協働の最重要課題ではないでしょうか。

市民協働の指針の方向性と戦略プランを考えてみました。「市民にとって、行政にとって、地域づくりへの関心が深っていくものか」、たたき台として提案しますので、ご検討をお願いいたします。

<協働>

複数の主体が何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。

＝ コラボレーション パートナー シップ>

地域の課題解決に向けて、行政単独では解決できない問題がある場合、または市民だけでは解決できない問題がある場合に、相互にお互いの不足を補い合い、ともに協力して課題解決に向けて取り組みをする、または、協働した方がサービス供給や行政運営上の効果が良い場合に協働のまちづくりが推進させる。 → 補完性の原則

市民（コミュニティ）と行政との協働の考え（案）

- 「まちづくり」は行政が行うもの、という意識がまだまだ残っていますが、地域への誇りや愛着を持った人たちが NPO やコミュニティ（地域社会）等でまちづくりの主体、「新しい公共」の担い手として登場して久しいところでもあります。対馬市には、6つの NPO 法人、ボランティア、市民活動団体など約140の団体があります。（ここでは、これらの団体を総称してNPOと呼びます。）
- 一方、行政側のコスト削減は、先延ばしできない状況であり、対馬市の行財政改革推進委員会は、平成17年11月に行財政改革大綱を策定し、そのなかでは、市民協働社会を目指す方向性や期待される職員像などを掲げ、鋭意改革に取り組んでいるところでもあります。また、平成19年4月27日には公共施設のあり方についての意見書をまとめるなど、業務改善や公共施設の維持管理運営の見直しや削減に向けての検討がなされています。しかし、単純にコストが安くなるから、ということで NPO やコミュニティにアウトソーシングを狙いに、市民参加や協働のまちづくりを進めることは、NPO やコミュニティにとっては、押しつけや下請けと理解されてしまうことがあります。
- 本来、協力して働くことで、より市民ニーズにマッチし効果を高めていくことに加え、**市民の積極的な社会参加を促し、地域への愛着心を生み出すなどの副産物を有する**という協働の意義をよく考える必要があります。
- 行政、市民、企業、NPO などがまちづくりやコミュニティ活動においてどのような役割と責任を果たすべきかを再認識したうえで、適切なパートナーシップの関係をつくり友好的に事業を展開していくことが大切です。
- 行政が一方向的に公共サービスを行うのではなく市民が「自分たちのまちでどう暮らしていきたいのか」に気づき、真剣に考え論議し、行動していく、というプロセスを大切にすることで、**市民自らが公共サービスの主体者となり、「できること・できないこと」を判断し、実現と協働と支援を組み合わせ、コミュニティやまちづくりにおいて優先順位をつけていくことも大切です。**対馬市の総合計画の課題として最も重要なこととして「若者の定住」があります。そのことに向かうべきための施策として、産業の活性化と生活基盤の整備が必要であり、そのことに取り組むためには、地域の特色を活かしながら、地域間での情報を共有し、市全体としての連携が必要となってきます。そのためにも市民とのパートナーシップを図りながら、考え、論議し、行動を起こす、このきっかけづくりの行動指針の策定が急がれているところでもあります。
- そこで、平成19年度において、対馬市のこれからの地域づくりの手引き書ともいえる市民協働推進の指針を策定することとしています。

1. コミュニティ活動の現状と課題

(1) 公共の範囲

- 公共という概念は、公のため、みんなのためと捉えると、市民の誰でもできることであります。
- 行政の役割はサービスの提供者という役割だけでなく、**調整者という役割**もあり、そこを明確化すべきであります。

- 公共サービスという言葉に持つイメージは、市民にとって様々かもしれませんが、一般的には、道路や水道、電気、ゴミ処理などの必要なサービスと考えられます。
しかし、公共という概念を、ここではこれまで行政が行ってきたサービス全体を含み、**まちづくり全般におよぶ暮らしの向上を図る概念**と捉えることとします。
- したがって、効率性だけを追求しNPO やコミュニティでのまちづくり組織などを行政の下請けとして考えず、協働することで公共の幅を広げるとともに、その担い手の幅も広げ、底辺からのまちづくり、人づくりを育てることと言えるでしょう。
- 公共を担う行政の役割は、行政サービスの提供主体から、**公共的な行政サービスの保証者・調整者としての役割への意識改革が必要**であります。

(2) まちづくりの多様化

- まちづくりへの市民参画や市民・企業・行政の多様なコミュニティレベルとNPO のレベルを総合的に考えるべきである。
- コミュニティレベルのまちづくりを支援し、NPO 等との協働を進める仕組みづくりがまちづくりの多様化を支えていく。

- 社会経済情勢の変化や市民ニーズの多様化に伴い、子育てや介護、環境・ごみ問題、防災・地域安全などの地域課題は一層複雑化した結果、まちづくりにおける活動も多様化しています。
- NPO の活動は、多様化した課題に対し、広域的かつ多彩な形で活発になってきています。「特定非営利活動促進法（NPO 法）」により法人格を持つ団体への気運も少しずつではあるが、増えていると思われます。
- 残念ながら、市民の身近な生活環境に対する意識の高まりや主体的な地域活動への対応、市民の意見・活動を施策に反映していくという行政のあり方において、全島的な意識の浸透はまだ十分なものとは言えません。そのようななか、厳原中心地市街地では、歴史的街並みの形成と交流施設を核とした市民参加の協働のまちづくりが進められていますし、上対馬地区の北の玄関口（比田勝及び舟志周辺地区）では、地域づくりの将来を盛り込んだ「協働プラン」が平成18年度に策定され、市民に対してのシンポジウムも開催され、協働による地域づくりが進められていますが、まだまだ十分なものではありません。
- みんなの公共性を考えるコミュニティと、誰でも関心を持ち参加できるNPO というそれぞれの主体間や地域・行政との調整機能、NPO・ボランティア情報の充実、主体的に取り組んでいこうとする人づくり、多様な活動を保証する仕組みなど活動活性化に向けた支援施策や総合的な情報の提供を市民と共有していくシステムの構築も必要となってきています。

(3) 価値観の多様化と意識の変革

- 市民の多様な価値観を認識し、行政の価値観を変えることで、市民の依存体質や無責任意識は変えられる。
- 市民や事業者、企業の価値観が多様化するなかで、**まちづくりへの関心を高め、参加を促進するための取り組みを考えるべきである。**

- 市民や事業者、企業の価値観は多様化し、故にその活動も多様化しています。行政が考えることと反対の価値観を持つ人たちが多くいることも認識しなければなりません。反社会的な価値観でない限り許されることと考えます。
- 行政の持つ価値観で、相手の価値観を計ってはいけません。行政の考えや価値観が全て正しいということではありません。行政側も市民側の立場にたった考え方や認識を持つ必要があります。
- 市民が主体的に活動・参画する機会や行政と市民との協働事業は、まだまだ数えるほどですが、市民参画・市民協働の事業を増やす努力と**行政側の協働能力を高めることが急務**であります。このことにより、市民の参画、協働意識は高まることを期待するところでもあります。そのコミュニティの自立化への第1弾として、平成19年度から、「わが町元気創出支援事業」を制度化し、地域の市民意識に基づくコミュニティ事業を展開しているところでもあります。
- 地域の宝の掘り起こしや市民やコミュニティが地域をどのように変えたいのか、その課題や要望（コミュニティカルテ）、などを把握し、そのニーズに対応したコミュニティでのまちづくりの協働事業を展開することで、市民の参画は少しでも増えると信じ、実践していく試みをまず、**行政（職員）が先導役に徹する気構えが必要**です。市民からの要請による出前によるまちづくり座談会等の開催もその一例です。
- この気構え（勇気）が不足すると、市民の依存体質が抜けないばかりか、積極的な市民やNPOからの信用を損ない、あきらめムードが漂う結果となります。職員のまちづくりへの積極的な取り組みが、**市民の意識を変え、行政の意識を変え、結果として市民の価値観と行政の価値観が近づいていくことになると思われ**ます。

(4) まちづくりの主体

- まちづくりに積極的に参画・協働し、「自分たちのまちづくりは自分たちで行う」という市民・NPOの発意をもっと活用すべき。
- キーワードは、「市民の気持ち」「危機感の共有」「戦略的かつ継続的改善」の取り組み。

- まちづくりの主体は多様な価値観により、多様な活動をしながら互いに連携し、補完して活動していくことが望まれています。活動の母体は、NPOであったりコミュニティ組織であったりします。

- 対馬市においても、地域の連帯感、住民相互扶助意識が次第に薄れつつあるように感じられます。コミュニティによる地域づくりの再生を考えるとときがきているのではないのでしょうか。
- まちづくりは行政によってできるものではなく、「自分たちの住むまちをもっと良くしていきたい」、という意識を持つ市民やコミュニティによって可能になることを市民も行政も考えるべきであります。
- 行政側の課題として、市民との協働を進めるための市民側からの提案や要望を具体化する仕組みが整っていないため、市民協働による施策の実行がなされているのでしょうか。多様な提案や要望を調整し、最も効果が上がるような戦略的な体制を整える必要もあります。

2. 課題への対応とコミュニティ活動の基本的な考え方

(1) コミュニティ活動の活性化の意義

- 地域住民の主体的な活動による自己実現、社会貢献による生きがいづくりができ、積極的なまちづくり、人づくりを進めていきます。
- 柔軟できめ細かな公共サービスを受益者・提供者の両面で提供するため質の向上、新しい価値の創設が図られます。
- 行政、コミュニティ団体の役割と責任分担が明確化され、効率的な公共サービスが展開されます。

- コミュニティでの様々な活動は、自らの提案に基づくもので地域の実情にあったものとなり、自らの経験・知識など専門性にあった活動に主体的に参画することで、地域への貢献が可能となります。
- このような活動は、自らの提案が目に見えた事業になるわけで、参画感が高まるとともにコミュニティへの愛着感も深まることとなります。その結果、参加する人々の輪が広がると同時に、消極的な住民への意識を変えていく人づくりの側面を持つこととなります。
- 地域の実情に即した地域の課題解決活動は、すべて行政では対応することができません。適切な役割や責務を分担して活動することで、ニーズにあったきめ細かな柔軟な対応が可能になります。
- さらに、多様な参加者を生み出すことで公共サービスの質を高め、新たな価値観を生み出すことにもつながります。
- コミュニティにおける役割と責任の分担の明確化は、結果として行政機能のスリム化につながり、公共サービスに対する市民コストを下げることにもなります。
- 地域の実情にあった活動は、行政からすると画一的ではありませんが、地域の個性を大切にしまちづくりが居心地の良いまちづくりに繋がることを認識しておく必要があります。

(2) コミュニティとの協働が解決するもの

- 見える形での協働事業推進が、対立を融和に誘導していきます。
- 課題を通じた連帯感、互助精神、ボランティア精神を高めます。
- 協働事業において、自らコミュニティ事業やまちづくりに関わることで地域経営意識が高まり、同時にコミュニティ価値も上昇します。
- コミュニティの価値を高める行政の窓口は、市民自治を培います。

- コミュニティやNPOなど市民との協働は、ただ身近な事業を進めていくだけでなく、無限の可能性をもたらすものと考えます。つまり、市民と行政、市民とNPO、市民と事業者など多様な主体間の関係をつむぐこととなり、その関係は広がり、どのような課題に対しても対処できる人づくりをもたらします。
- コミュニティのなかでの課題は、時としてコミュニティ内の対立やエゴイズムを生む場合があります。消極的な市民が多かったことは、このような対立構造に関わりたくないからでもあります。コミュニティとの協働の姿勢は、直ちに対立を解決するものではありませんが、継続することで人間関係を良好なものとしながらも、目に見える形で物事の進め方が決まっていくことで、対立の芽を早いうちに自ら摘み取ることができるものと信じます。
- 行政との協働は、多様なタイプの職員とも接触するわけで、行政の仕組みがわかるとともに、話し合うことでパートナーとしての安心感を得られます。
- 協働は、これまで行政がもっていたコミュニティの価値を、その人材などの資産の発揮で価値が高まります。同時に、地域をコミュニティがどのように経営していくかという意識が醸成されることになります。
- コミュニティに対応する行政の窓口が充実すれば、コミュニティが何に取り組んでいるのか、何ができるのかといった情報が提供でき、行政として何を計画実行しているのか、また何ができないかといったマッチングが可能となります。
- 無限の可能性によりコミュニティの価値を高めようとする、戦略的なコミュニティ施策を進める総合的な行政の窓口は、継続するなかで市民自治を推進していきます。

(3) サイレントマジョリティへの対応

- サイレントマジョリティの存在は、これまでの行政のあり方の結果であります。
- 市民が率直に課題や意見を、特別のアクションを起こさなくても普段の会話のなかから行政に伝えるための手段を持つことが必要です。(普段着のコミュニティからまちづくりサロンへ)
- 普段の会話から、ニーズをつかみ優先順位が求められていくような、戦略性が必要となってきます。

- 市民の主体的な取り組みが育っていないこと、また市民の行政への依存体質や無責任発言など、なかなか参加してくれない多くの市民をサイレントマジョリティと呼びます。

その位置に甘んじさせるのは、この両面によりその地位に居ざるを得ない状況にしているからである。

- 市民参加事業を実施したときの参加市民の少なさから、「市民が参加したとは言えない」とよく行政職員が発言することがあります。振り返れば、今までの行政主導の施策、縦割り行政が当たり前のことで、「任していれば何とかなる」といった風潮が最近まで行われていたわけで、いきなり参加してほしいといっても、市民の行政への依存体質は抜けづらい」と思います。
- 行政がコミュニティにおける市民やNPOから、生活上の課題や意見を把握しようとしても、市民が率直に課題や意見を行政に伝えるための手段（特別のアクションを起こさなくても普通の会話のなかから提出できる手段）を持っていないため、大変難しいと思われれます。
- 課題や把握する質や真意については別として、課題を把握したとしても、解決に向けての優先順位を行政がどのようにつけていくのか困難でもあります。
- 市民がそれぞれのコミュニティのなかで主体となってまちづくりを進めることは、課題やその解決の優先順位などを把握することを容易にでき、市民が率直に課題や意見を行政に伝えるための手段ともなります。また住民のなかでの意見交換も進みやすいので、これまで、物言わぬ市民やサイレントマジョリティとして据え置かれてきた市民の真のニーズが把握できることとなります。
- そのため、行政の役割の明確化、情報の共有・提供を基本的な要素とし、自主的なまちづくりの楽しさを実感する事業の展開を進め、市民同士、市民とNPOなどの団体や行政との関わりを深めること、まちづくり人材の魅力情報の発信などによりサイレントマジョリティを表面化していく戦略も重要であります。

(4) 協働の主体づくり

- コミュニティとの協働は、人の役に立つ、まちづくりに参加する。という実感を持つことができ、当初の目的以上の効果を生み出すキッカケになります。
- まちづくりの主体として有効に機能していくためには、多様なネットワークの構築とそのコーディネートする機能、コミュニティとNPO等多様な主体をつないでいく機能として、行政側に総合的な窓口が必要となってきます。
- 学校施設や公民館などの施設を活用し、まちづくりサロンとしての有効活用と管理運営体制をコミュニティが主体となって創造していく戦略も一つの方法であります。

- 元来、コミュニティは、その地域のすべての住民がどのようにそのまちで暮らしていくかを考え、暮らしやまちの向上活動を自発的に行う能力を備えている。ゴミ処理、まちの美化、交通安全点検等地域の諸課題への対処をニーズに合わせて可能になることも考えられます。
- 例えば、ゴミの処理を民間業者に依頼すると、確かにきれいに処理されますが、そこまでであります。しかし、コミュニティに委託すれば業務を処理するだけでなく、どうすればゴミ減量ができるのか、ゴミのないまちづくりができないのか、ゴミの出せない高

齢者の対応など、委託内容以外のことについても考えがおよび結果としてまちづくり、コミュニティづくりにつながってきます。問題意識をもつ人が増え、人の役に立つ、まちづくりに参加しているという実感が持てるようになります。

- 現在のコミュニティには人材や素材があるものの、コミュニティ内でのネットワークが希薄で有効なまちづくりにつながっていません。また、専門家を持つNPOに比較し先駆的な活動や革新的な行動がとれない状況もあります。
- コミュニティがまちづくりの主体として有効に機能していくには、ネットワークの構築、多様な主体をコーディネーターする機能が必要であり、人材の養成、リアルタイムで情報が共有できるシステム、協働の場づくり（サロンの設置）が重要な要件となり、行政側の窓口の充実も必要となってきます。
- 多様な人々やNPO、行政、事業者との協働で、コミュニティの課題抽出、まちづくり人材の養成に加え、それらの活動を支えるための事務局空間を含む施設として、小学校施設や公民館などの施設の有効活用や管理運営体制をコミュニティが主体となって創造していく戦略も一つの方法と考えていくべきです。（まちづくりサロンの自主的運営と管理体制のドッキング）

(5) 協働を進めるエンジン（コミュニティとNPO）づくり

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ まちづくりを主体的に担うためのコミュニティの住民の参画したサロンやまちづくりセンター（仮称）での情報交換が、地域人材のエンジンを創り出していきます。○ 市民参画の実践事業を続け、住民を引きずり込む努力で、興味・関心を高め、自主的・主体的に行動するエンジンを掘り起こすことが必要です。 |
|--|

- 行政のような仕事でなく、自分の意識として自分の住むまち、コミュニティを良くしていこうとするには、相当の勇気と根性が必要であり、強力なエンジンの獲得は大変困難であります。
- そのような芽が大きくなっていくには、多様な主体が情報を持ち寄り、自ら住むコミュニティの課題を発見し、解決に向けて主体的に狙っていこうとする組織や市民の参画した取り組みが必要であります。それが協働のまちづくりサロンであります。
- そして、その中で多様な意見交換を行い、課題解決を実践に移していくことが結局、住みやすいまちづくりとなっていきます。
- 協働のまちづくりサロンは、コミュニティというなかでのサロンとサロン同士が連携する別のサロンが必要と考えられ、このサロン自体もエンジンとなりうるものであります。
- コミュニティのなかでの協働まちづくりサロンは、「まちづくり協議会」に代表される組織で、総代会、PTA、市民個人誰でも参加できるものとしての位置付けが必要です。また、NPOのまちづくりサロンとして、テーマごとのネットワーク会議も考えられます。

- 協働のまちづくりサロン同士のサロンは、支所単位や中学校区等を対象とするまちづくりセンターのような組織が、対馬地域経営戦略本部と連携していくことが大切です。その結果が、基本構想につながり、実施計画につながっていく道標も必要となります。
- しかし、市民が最初から積極的に主体的に活動するとは限りません。行政への依存体質が高いコミュニティも考えられます。そこで、市民参画の実践事業を続けて行い興味・関心を高め、自主的・主体的に行動するエンジンとなる市民を掘り起こしていくことが必要であり、人材育成にむけた研修などのソフト面での基盤づくりを着実に進めていくことが大切です。
- このような協働のまちづくりサロンなどのような仕組みと、最初は協働事業への参加者が少なくても継続して行う。あるいは、人材育成をするという努力から、コミュニティのエンジンとなる人材や組織のネットワークなどを形成していく必要があると思われます。
- そのためにも、対馬市において「市民協働推進モデル地区」を公募、選定し、その活動内容等を検証、評価することにより、他地域への「協働」に対する意識づくりとしてのステップ事業としての取り組みが必要となってくるものと思われます。19年度から実施しているわが町元気創出支援事業の活用も考えられます。

行財政改革大綱から（抜粋）

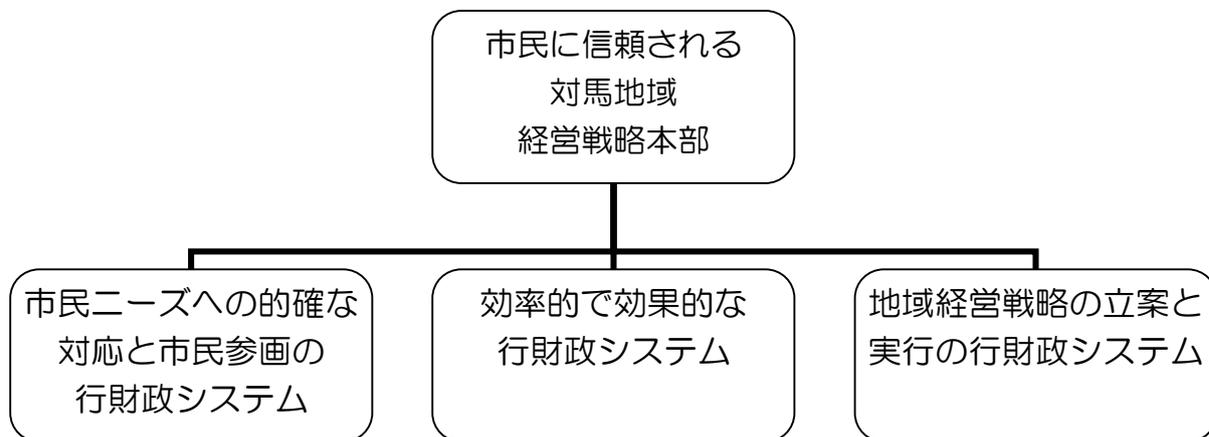
Ⅱ 目指すべき対馬市の行財政システムの姿

最上位に目指すべき行財政の仕組み（システム）の目標を

“市民に信頼される対馬地域経営戦略本部”とします。

市の役割は、最終的には市民満足度の向上にあります。市民の満足度が高まれば市は市民から信頼されることとなります。また、市民の理解があればこそスムーズな市政運営が可能となり、それが市民満足度の向上につながります。このため、「市民の信頼」をひとつのキーワードとしました。

また、対馬を活性化し市民の満足度を向上するには国や県の組織に連動した従来の縦割型の行政運営では限界があります。各種政策目標の達成のためには市役所内部の各部局が連携すること、市と市民が連携すること、市民同士が連携することが必要です。そして、限られた財源や人材を集中し、自らの責任と判断で地域活性化などの戦略を立案し、各関係機関や市民と連携しながら実行していく能力が市には求められています。このため“地域経営戦略本部”をもうひとつのキーワードとしました。



地域経営とは、

自己決定と自己責任

環境変化への自己改革

地域独自のビジョン

地域資源の戦略的への投入

公共サービスの多様な担い手の育成とマネージメント

■市民ニーズへの的確な対応と市民参画の行財政システム

これまでの地方自治制度は、ともすれば、国、県、市町村などの行政が一方向的に政策や施策を定め実施をしていくという傾向がありましたが、地方分権社会においては、市民ニーズに答え、市民満足度の向上に資する政策や施策を展開する必要があります。

このため、市民ニーズを的確に把握する仕組み、説明責任（行政情報のわかりやすい公表）を果たす仕組み、市民が市政に参画しやすい仕組みを目指します。

■効率的で効果的な行財政システム

これからの行財政運営は、地方歳出の抑制が予想されるなかで、限られた財源や人という経営資源を、自らの責任と判断で、福祉や所得の向上に、どう効果的に活かされていくかということが課題になります。

このため、仕事の流れの効率化、民間との役割分担と連携、事業の取捨選択、成果主義・競争原理といった民間の経営手法の導入などを通じ、小さくとも成果の出せる行財政体制の確立と運営を目指します。

■地域経営戦略の立案と実行の行財政システム

これからの地方自治は、制度等の管理執行から地域経営の視点による行財政改革が求められています。

このため、高い政策形成能力を備えた組織、目標設定と成果の検証を行い確実に市民満足度や地域の力を向上することができる行財政システムを目指します。

Ⅳ 市民協働の社会を目指して

多様化する市民ニーズと限られた行財政資源のなかで、質の高い公共サービスを提供し続けるためには、市と市民（市民団体を含む）が、より対等な関係に立脚し、的確な役割分担と相互補完ができる仕組みが必要です。

このため、

- ・行政と市民（民間）の役割を明示した指針をつくります。
- ・市民の目線で考え、市民と一緒に行動する職員を育成します。
- ・行政活動の過程や成果、課題等を積極的に公表し、情報と理解を共有します。
- ・計画—実施—評価—見直しの各段階において市民の参画機会をより増やします。
- ・公共サービスを担うNPOや市民活動団体を育成及び支援します。

Ⅴ 市民に信頼される対馬地域経営戦略本部

3 挑戦し行動する職員

これまでの地方公共団体職員に求められてきたものは、国等が定めた制度を理解し、効率よく処理できる職員でしたが、今後は、自らの責任で考え、課題に挑戦していく、地域経営感覚を持った職員が求められています。

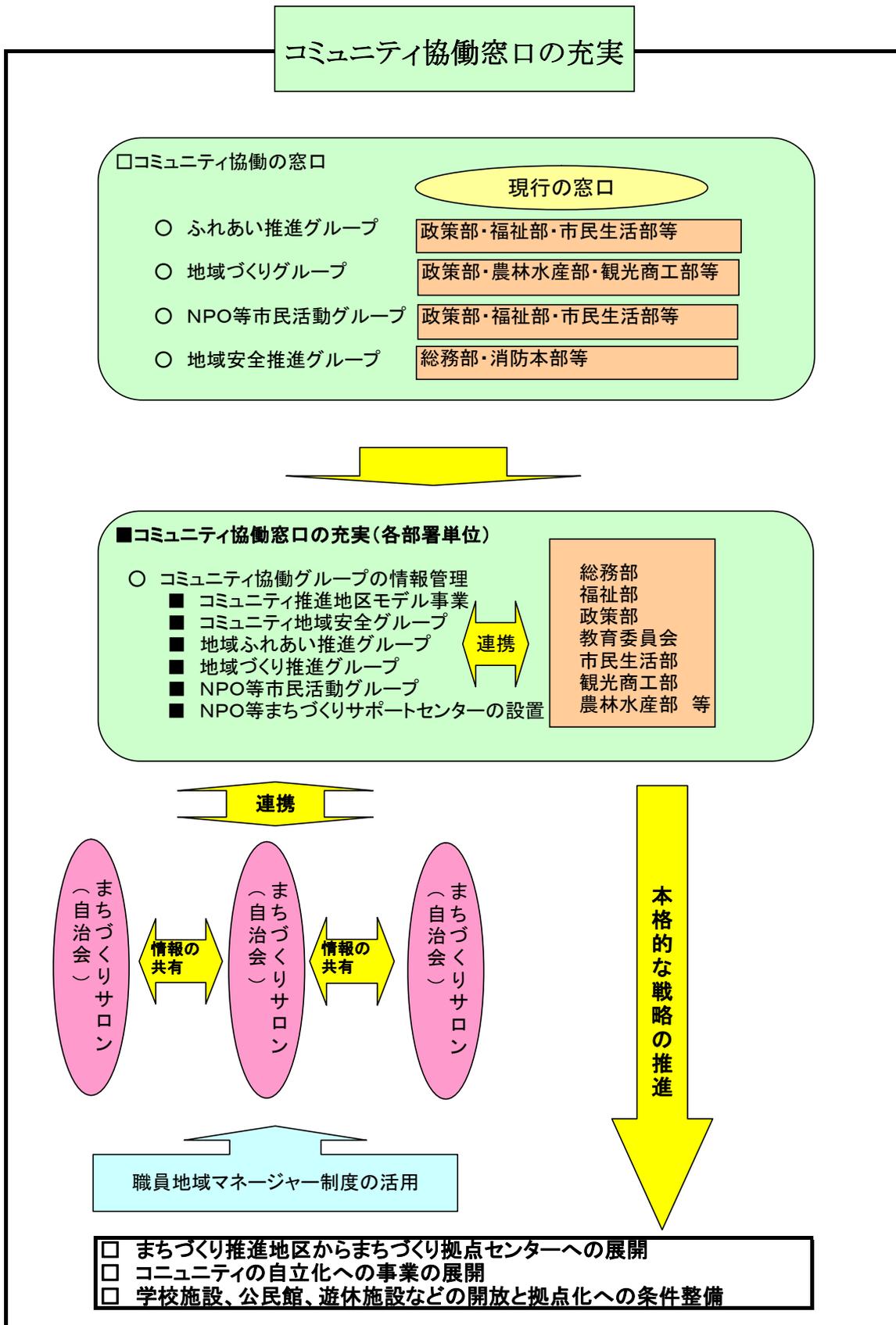
このため、対馬市人材育成基本方針（平成17年1月策定）に基づき、長期的視点に立った人材育成や新たな人事制度の導入を市の重点課題として取り組み、職員一人ひとりの能力開発、意識改革をします。

対馬市人材育成基本方針（抜粋）

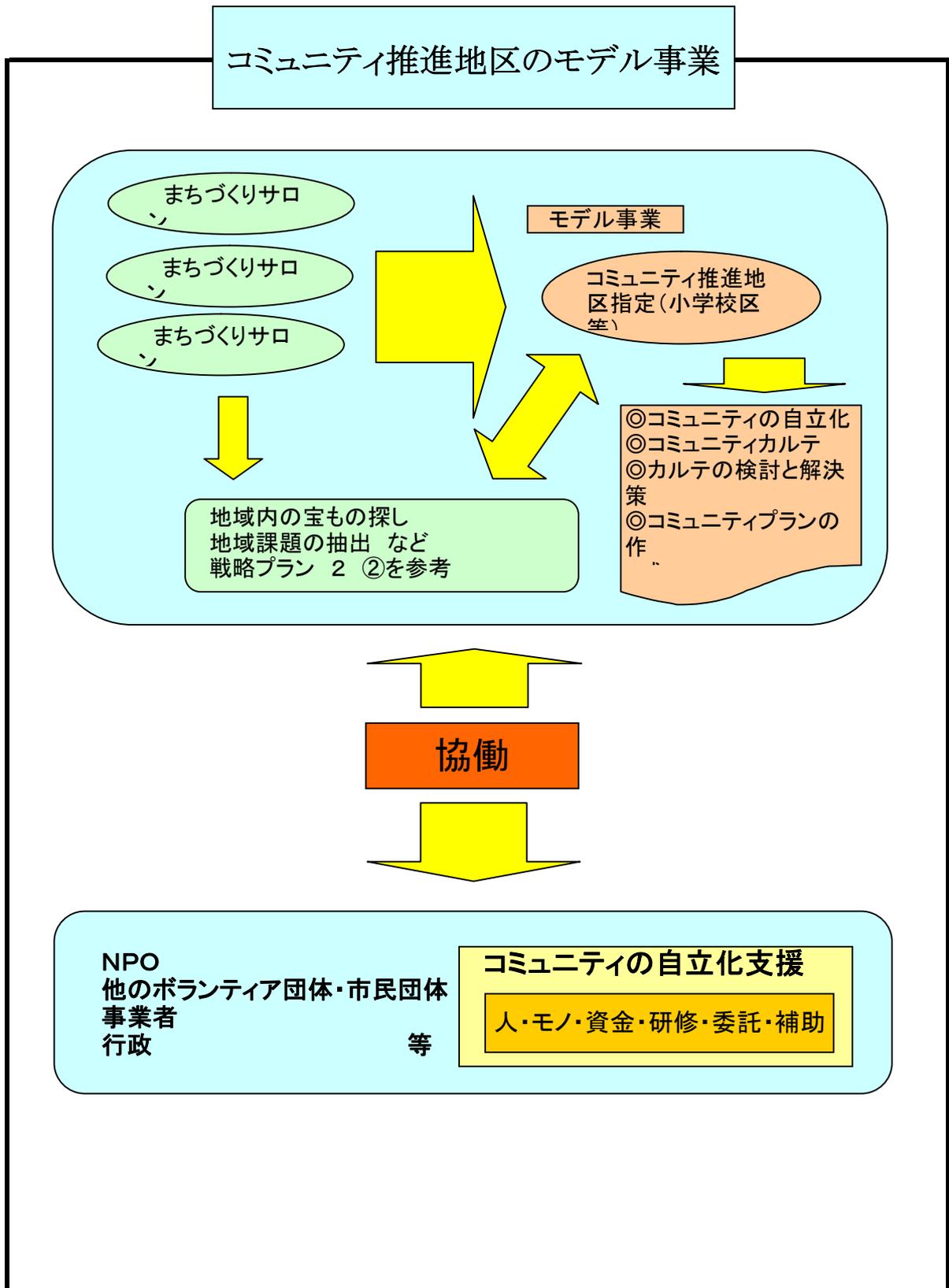
「期待される職員像」

- ・全体の奉仕者としてコスト意識・創造工夫をもって行動できる職員
- ・市民の目線に立って物事を考える職員
- ・幅広い視野とチャレンジ精神を持って自ら行動する職員

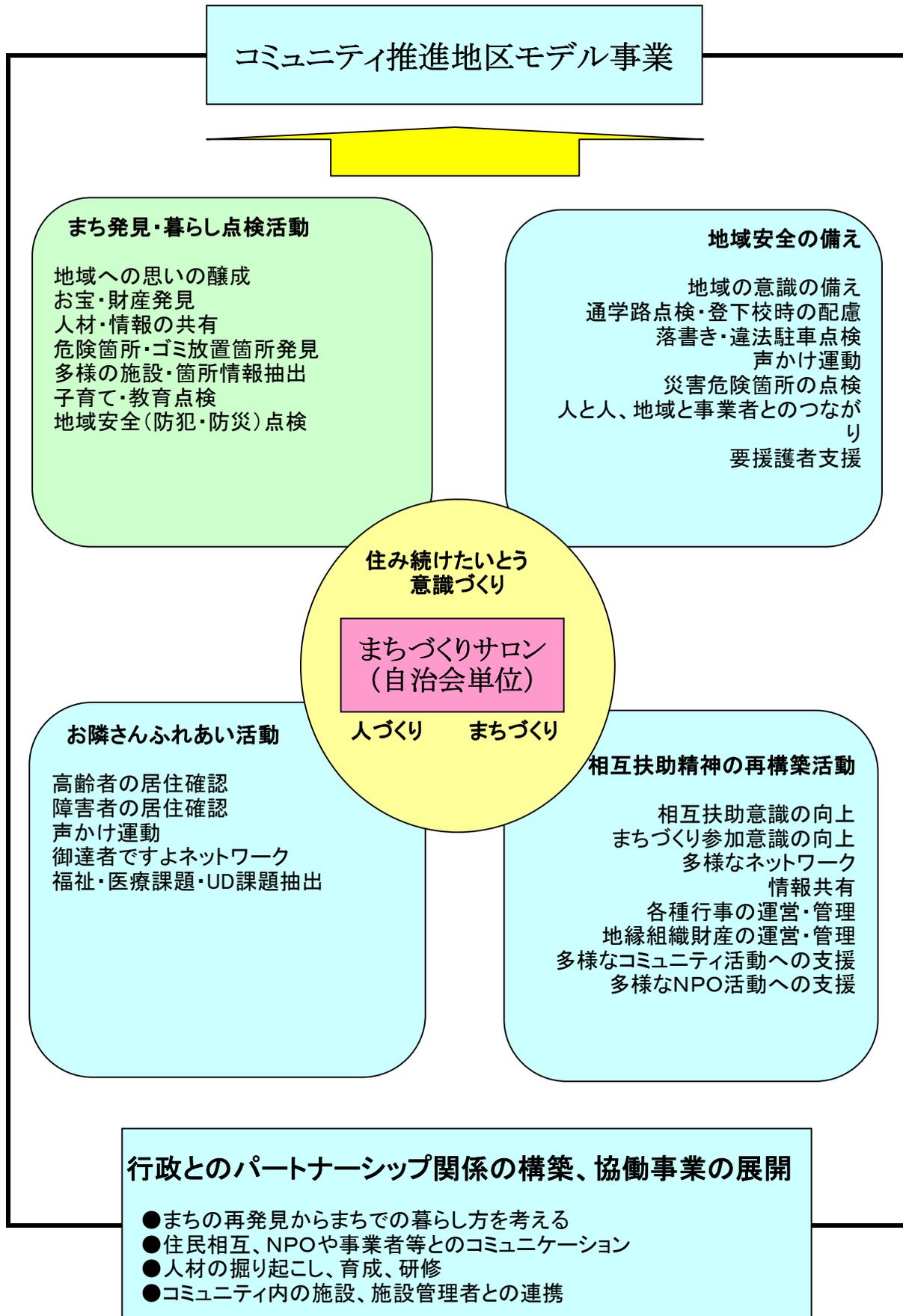
(1) 戦略プラン 1 <コミュニティ協働を進める初期の組織づくり>



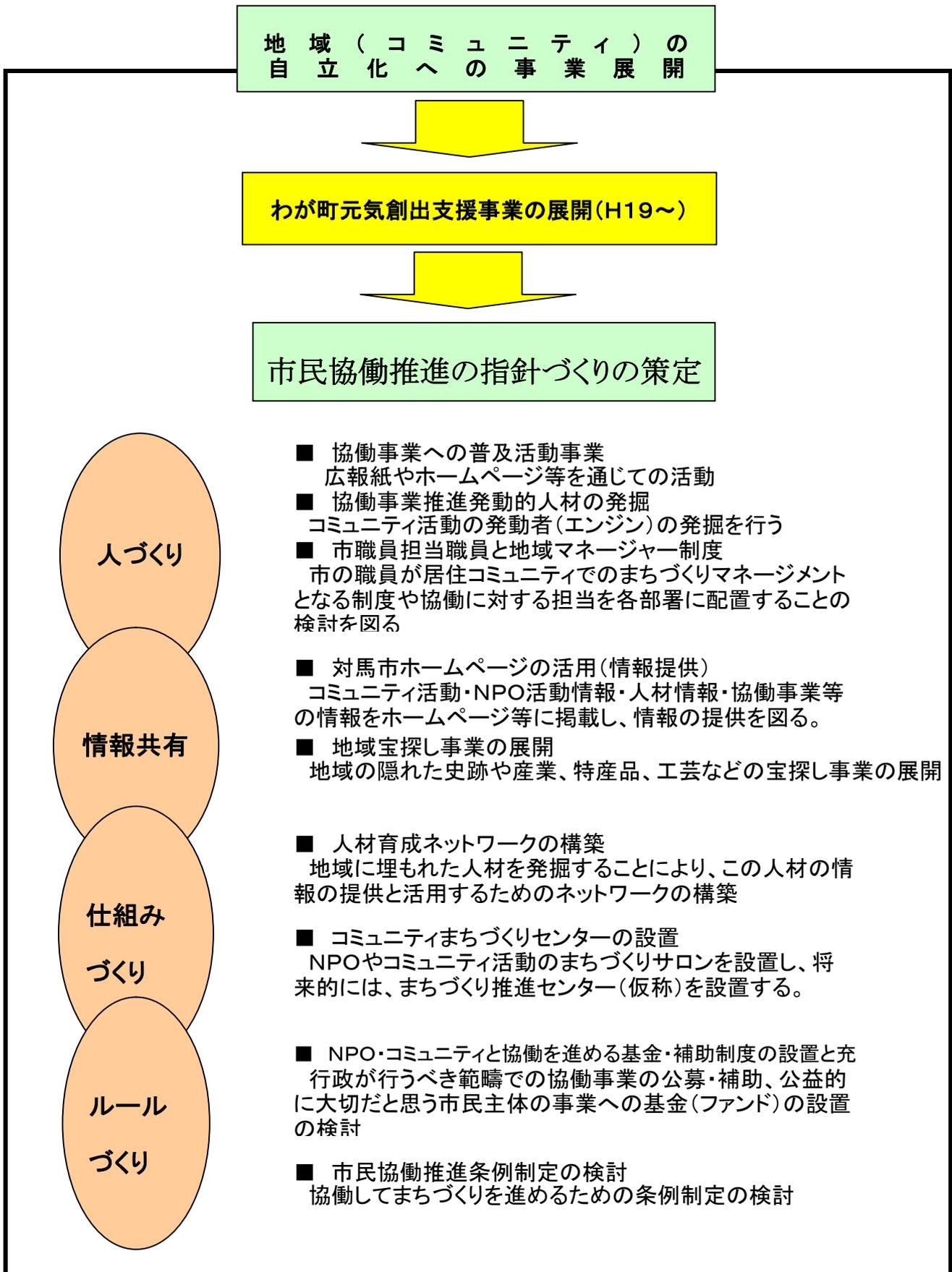
(2)戦略プラン 2 <まちづくりを進めるコミュニティ推進地区モデル事業 ①>



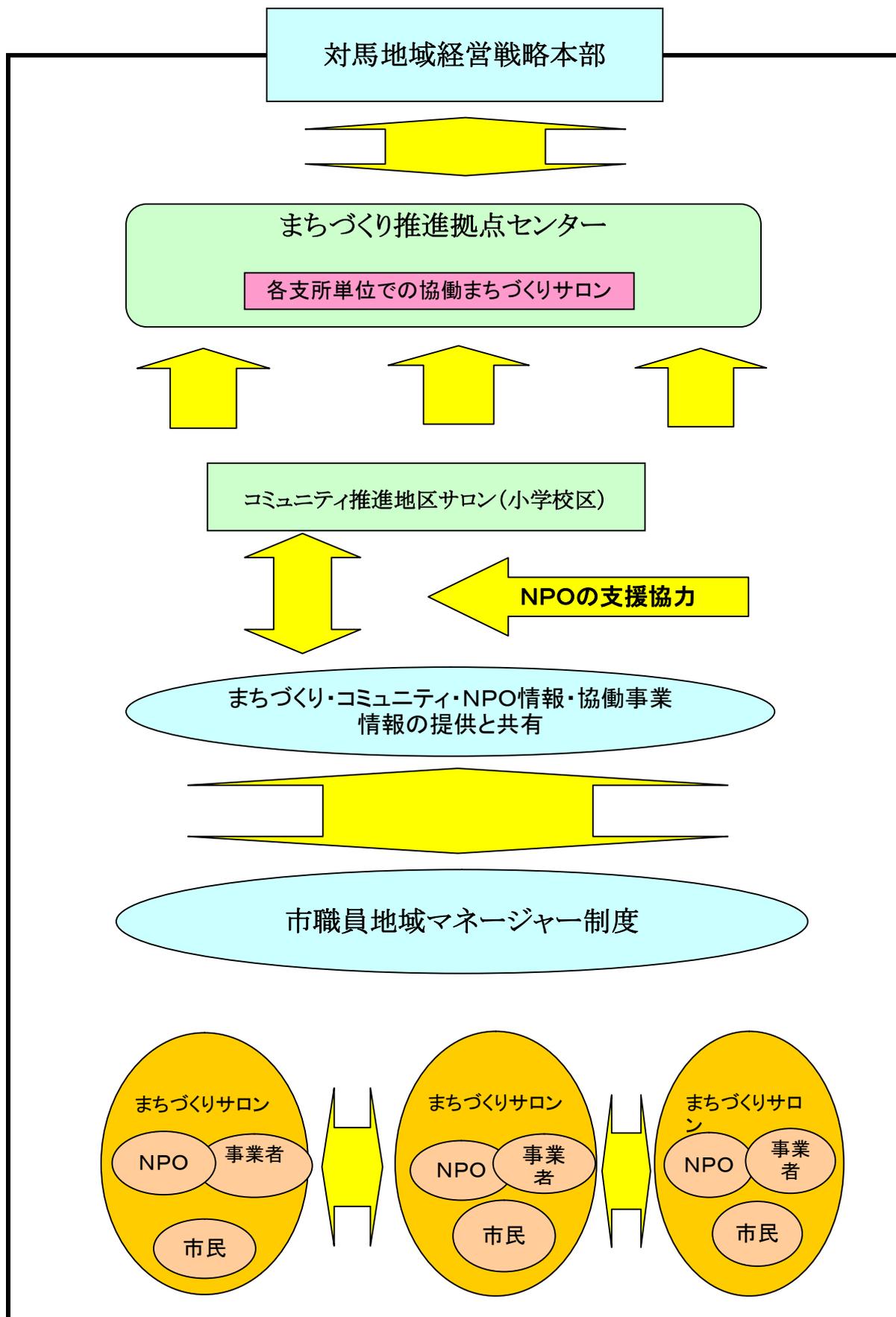
(2)戦略プラン 2 <まちづくりを進めるコミュニティ推進地区モデル事業の展開 ②>



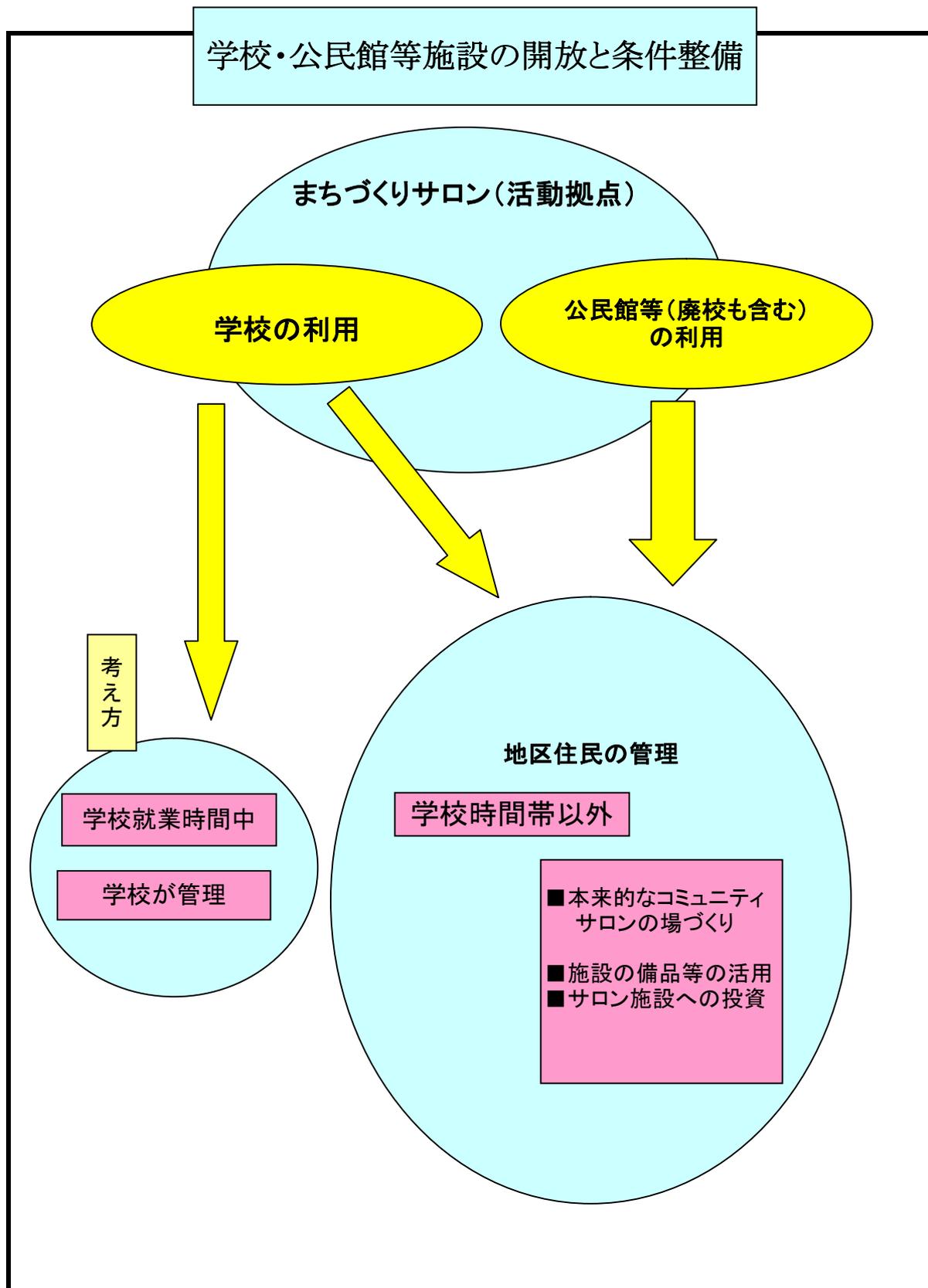
(3)戦略プラン 3 <コミュニティ協働を進めるための戦略的事業>



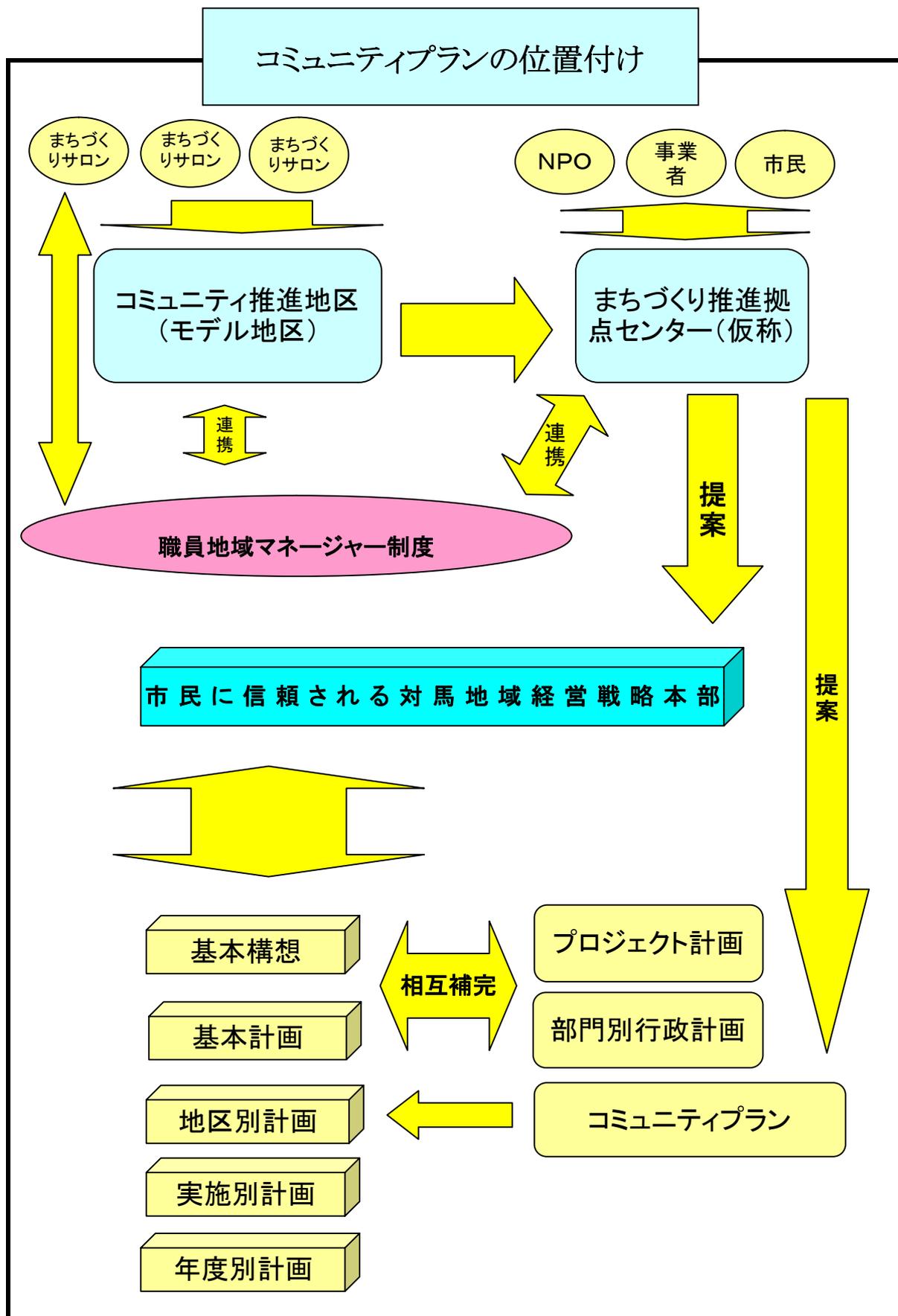
(4)戦略プラン 4 <協働のまちづくりサロンづくり>



(5)戦略プラン 5 <コミュニティ協働を支えるまちづくりサロン>



(6)戦略プラン 6 <コミュニティプランまちづくり計画と総合計画>



その他

③ 日常的に活動されているメンバーの最も多い年齢層はどの層ですか。

10代

20代

30代

40代

50代

60代

70代以上

④ メンバーや組織の運営など「ひと」についての課題や悩みがありますか。

1 ある

2 ない

あると答えた団体でどのような項目ですか。

メンバーの不足

メンバーの高齢化

その他（具体的にお書きください。）

⑤ 収入としてある財源で最も多いものはなんですか。

会費

寄付金

補助金

委託料

その他

⑥ では、今後増やしたい財源はどれですか。

会費

寄付金

補助金

委託料

その他

⑦ 貴団体で不足している資金はなんですか。回答する項目いくつでもOKです。

交通費

講師等の謝礼

PR費用

イベント費用

物品購入費

その他（具体的にお書きください。）

⑧ 活動していく上で、どのような情報が必要ですか。

助成金など資金調達に関する情報

- 言葉と行動が不一致だから
 - その他（具体的にお書きください。）
- ⑬ あなたが考える「協働」のイメージはどれですか。
- 官民の役割分担
 - 市民団体に事務を委任すること
 - 市民活動団体の支援・育成
 - 地方分権の一環
 - 行政改革の推進
 - 地域コミュニティの再生
 - その他（具体的にお書きください）
- ⑭ 今後、市民活動団体と対馬市の協働をより進めるために、対馬市にはどんなことが必要ですか。該当する項目にシ点をお付けください。（複数回答可）
- 市民活動団体の実態や状況の把握
 - 市民活動団体の活動を適正に評価
 - 庁内での横断的な連携
 - 行政施策や制度の積極的な情報公開
 - 行政計画や施策のプロセスの公開
 - 施策実施の初期段階からの市民との協働
 - 補助金など支援のあり方の見直し
 - その他（具体的にお書きください）
- ⑮ 今後、市民活動団体と対馬市の「協働」をより進めるためには、市民活動団体にはどのようなことが必要だと思いますか。該当する項目にシ点をお付けください。（複数回答可）
- 団体として企画力や情報収集力などの能力を高めること
 - 自らの団体に関する情報公開を十分に進めること
 - 行政の制度やルールを理解すること
 - 団体が自主財源の確保や財政基盤の強化を進めること
 - その他（具体的にお書きください。）
- ⑯ 「協働」推進に関する指針づくりに盛り込む必要があると思うものは、何ですか。該当する項目、いくつでもOKです。
- 進め方
 - 定義
 - 背景
 - 具体例
 - その他（具体的にお書きください）

⑱ 対馬市では、今市民協働推進の指針を策定中ですが、指針づくりについて、貴団体からのご意見、ご要望等がありました。ご自由にお書きください。

⑲ 貴団体の情報（団体名・団体の所在地・代表者名・活動分野・連絡先の5項目）を対馬市のホームページに掲載してもよろしいでしょうか。

1 掲載しても良い

2 掲載しなくて良い

ご協力ありがとうございました。

協働に関するアンケート調査 職員用

● アンケートの目的

職員の協働に関する取り組みの意識及び現状と課題を把握し、指針に反映させることを目的に行います。

● アンケートの対象

全職員を対象として実施します。

＜「協働」に対する意識＞（該当する項目にシ点をおつけください）

① あなたが考える対馬市の協働のイメージは、次のどれに近いですか。あてはまる項目をお選びください。（複数回答可）

- 協働とは、官民の役割分担である
- 協働とは、市民活動団体（NPO・ボランティア団体）を支援したり、育成したりすることである。
- 協働とは、市民活動団体（NPO・ボランティア団体）に事業を委託することができる。
- 協働とは、地方分権（地域内分権または住民自治）の一環である。
- 協働とは、行政改革を進めるためのものである。
- 協働とは、地域コミュニティの再生のためのものである。
- その他

＜市民参加＞

②（自分が担当する事務に関する計画の策定や事業の導入した）市民参加は、どのような形での参加でしたか。また、どの段階での参加でしたか。それぞれあてはまる項目をお選びください。

★ 市民参加の形

- 審議会・審査会・委員会等
- 実行委員会・運営委員会等
- アンケート
- バブリックコメント
- その他

★ 市民参加の段階

- 計画策定・事業計画への参加（内容を決定するレベル）
- 計画策定・事業計画への参加（参考情報として市民の意見を得るレベル）
- 事業実施への参加
- 評価への参加

その他

③ 市民参加を行うことによってプラス効果を感じましたか。1または2を選び、1の場合はその理由をお選びください。

1 感じた 2 感じなかった

↓

感じた場合のその理由は、(複数回答可)

- より良い政策決定ができた
- 充実した事業を行うことができた
- 十分な情報共有ができた
- 職員自身の政策理解度が深まった
- 実施段階で市民の反発が軽減された
- 議会や市民への説明が容易になった
- 市民の考えを知ることができた
- やりがい・達成感を味わえた
- その他

④ 市民参加を行うことによって、何か問題はありましたか。1または2を選び、1の場合はその理由をお選びください。

1 問題があった 2 問題がなかった

↓

問題があった場合のその理由は、(複数回答可)

- 市民の意見が要望、要求型である
- 時間と手間がかかる
- 市民同士の意見が対立し、まとまらない
- 意見が堂々巡りし、内容が深まらない
- 市民参加に対する庁内の理解が得られない
- 参加した市民が市民の代表とはいえない
- 参加してくれる市民が少ない
- その他

<団体との協働>

⑤ あなたが市民活動団体と協働を進めるうえで、課題だと感じていることや不安に思っていることはありますか。

1 ある 2 ない

↓

1 ある と答えた方にお尋ねします。

その課題や不安について、市民活動団体に関し、どのような点について改善は必要だと思いますか。あてはまる項目をお選びください。(複数回答 可)

- 企画力の向上
- 専門知識やノウハウの蓄積
- 団体の組織体制の充実
- 責任体制の確保
- 行政依存体質の改善
- 人材の育成
- 行政の制度やルールへの理解を深めること
- その他

その課題や不安について、市役所に關し、どのような問題があると思いますか。あてはまる項目をお選びください。（複数回答可）

- 前例踏襲主義
- 上司の理解・賛同
- 予算の不安
- 提出文書の煩雜
- 団体に関する情報の不足
- 部局間の連携不足
- 協働のルールが未確立
- その他

- ⑥ あなたは、今後、対馬市と市民活動団体が協働を進めていくためには、どのようなことが必要だと思ひますか。ご自由にお書きください。

<団体と団体の協働>

- ⑦ あなたは、今後、市民活動団体同士が協働を進めていくためには、どのようなことが必要だと思ひますか。ご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました

ボランティアについて・・・語源・活動の性質 ・ボランティア活動の4原則

☆ボランティアの語源

原語は英語の「Volunteer」その語幹である「Vol」はラテン語の {Volo}（ウオロ（ビオロ））と読む）が起源で、この言葉は、英語の「Will」に当たり、「自分で〇〇する」という意味を持ち、これに人を表す接尾語 er を加えて、「Volunteer」となります。

また、ラテン語の「ボランタール」だとも言われており、「自由・正義・勇気」を意味しています。使用されてきた順に意味を示す「オックスフォード大辞典」によれば、この言葉は1647年に現れたとされ、その意味は、「(1) 自警団」(2) 志願兵、義勇兵」と続き、「(3) 自生植物」などとともに「(4) 社会問題解決のために無償で働く一般市民」となります。

1647年の英国は治安悪化しており、そのなかで家族やコミュニティを守るために立ち上がった人々のことを「Volunteer」と呼び、それが国などを守る志願者の意味に広がり、さらに平和的な関わりも含め、社会的問題の解決に自主的に取り組む人を示す言葉となったようです。

☆ボランティア活動の性質

ボランティア活動の本質は、「やる気」（自発性）「世直し」（社会性・公益性）、「手弁当（無償性）などとされますが、言葉の構成要素からいっても当然「自発性」がその核心になります。つまり、「するかしないか」が自由な活動、それがボランティア活動です。

1960年以前は無償の社会活動は、「奉仕活動」と呼ばれることが多かったのですが、「滅私奉公」などの用語に通じる「奉仕」ではなく外来語の「ボランティア」が使われるようになったのも、主体的・自主的に社会にかかわる語義が重視されたからだといえるでしょう。

☆「ボランティア活動の4原則」

1. 自発性・主体的 ～自ら進んで行動する～
誰かに強要されるのではなく、個人の自由意思により、考え、発想し、行動する自発的な行為。
2. 社会性・連帯性 ～ともに支え合い、活かし学びあう～
社会的な諸課題に対する自発的な行為であり、自発的にもとづく個人の活動によって社会にある様々な諸課題を乗り越え、ひとりでなく、他の人とともに積極的に関わる中で育まれる人間関係や活動です。
3. 無償性・無給性 ～活動の対価として報酬は求めない～

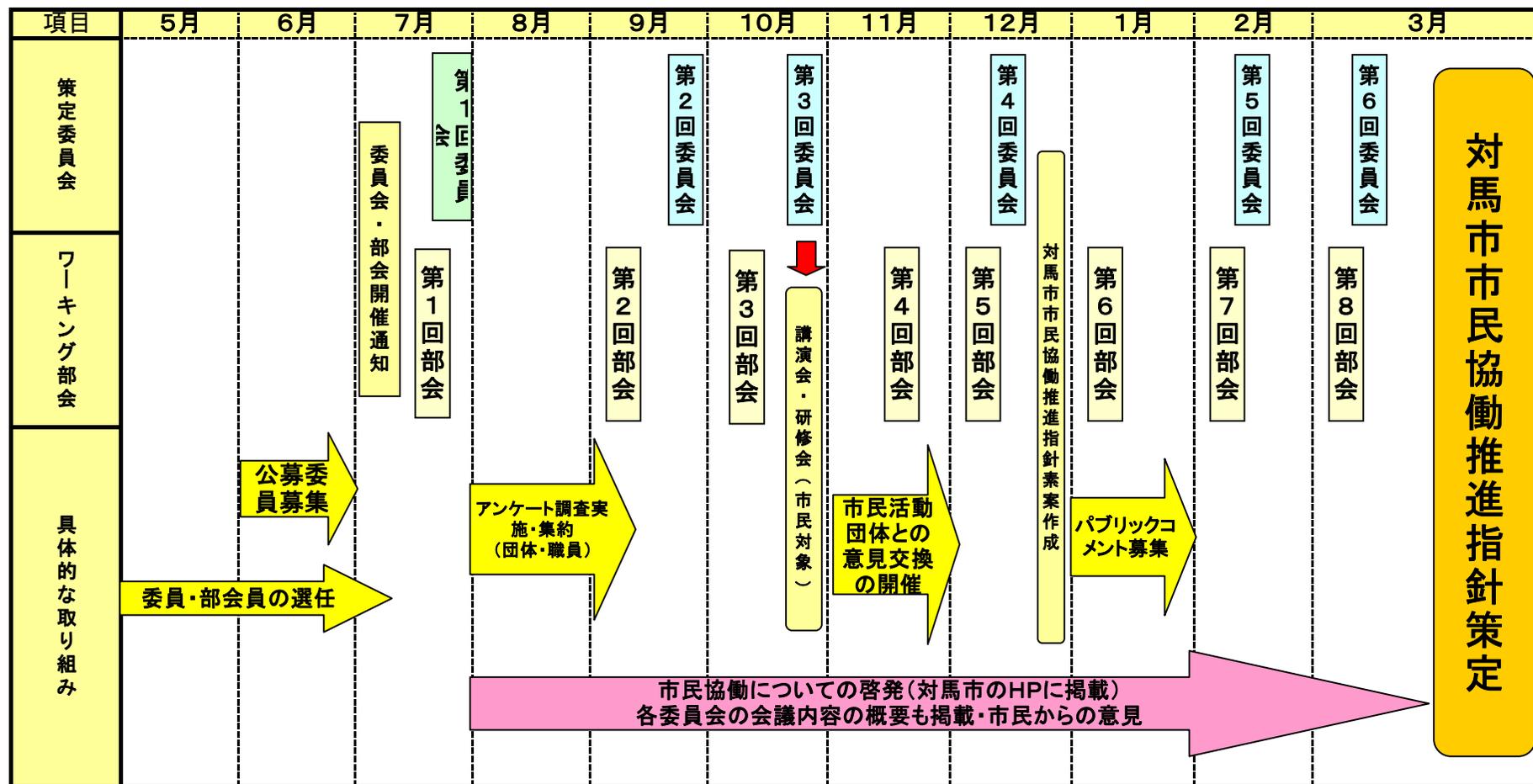
活動の対価や見返りを求める活動ではなく、むしろ「金銭では結べない人間関係の価値」に重きを置いた考えです。人と人との関係は、無償、無給であることからこそ豊かになる可能性があり、ボランティア活動の報酬は自分の満足感や人と積極的に関係を持つことによって得られるものであることが重要といえます。また、対人関係がない活動でも、活動の対価が賃金ではなく、活動の意義と満足感となるのです。

☆創造性・先駆性 ～よりよい社会を市民の手でつくる～

ボランティアの活動を通して、社会にある課題に率先して関わり、市民の立場から問題に対処する機能。行政との対比においては、問題が顕在化し一般化しないと対応できない行政とは異なり、市民が社会の歪みや新しい課題を積極的に行政や社会に問題提起し、関わっていくことが先駆性といわれています。

また、民間の自由な立場から、問題に関わる様々な人々との協議の中で、創意工夫が行われ活動が豊かになる点も重要だといえます。

対馬市市民協働推進指針策定スケジュール(案)



- ※ 委員会開催は、来年の3月までに5~6回予定しています。
- ※ 第1回委員会を7月27日(金)の午後から予定しています。

